

令和 8 年 第 2 回 長 久 手 市 議 会 臨 時 会
議 案 一 覧 表

議案番号	件 名	所 管
承認第 2 号	長久手市税条例の一部を改正する条例について	総務部
承認第 3 号	長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例について	総務部
承認第 4 号	長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	福祉部
議案第 36 号	長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について	子ども部

令和8年第2回長久手市議会臨時会会期日程(案)

(令和8年5月7日)

日 次	月 日	曜日	開議時刻	摘 要
第1日	5月7日	木	午前10時	開 会 本会議 会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告 議案(上程、説明、質疑、委員会付託) 常任委員会 (市役所本庁舎 2階 委員会室) 本会議 議案(委員長報告、質疑、討論採決) 閉 会

令和 8 年第 2 回長久手市議会臨時会議事日程（第 1 号）

令和 8 年 5 月 7 日（木）午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

- 1 議案の提出について
- 2 議案説明員について

第 4 承認第 2 号長久手市税条例の一部を改正する条例についてから承認第 4 号長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてまで及び議案第 3 6 号長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、委員会付託）

第 5 承認第 2 号から承認第 4 号まで及び議案第 3 6 号
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

議案付託表（総務くらし建設委員会）

議案番号	件 名
------	-----

承認第 2 号	長久手市税条例の一部を改正する条例について
---------	-----------------------

承認第 3 号	長久手市都市計画税条例の一部を改正する条例について
---------	---------------------------

議案付託表（教育福祉委員会）

議案番号	件 名
------	-----

承認第 4 号	長久手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
---------	-----------------------------

議案第 36 号	長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
----------	-------------------------------

科 目	調査研究費
内 容	議員が行う市の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費（調査委託費、旅費等）
具体的事例	○交通費・宿泊費 ・国内における視察、先進事例、情報収集における視察、調査 ・市民からの要望に関する現地調査 ○印刷費 ・上記活動等の調査報告書等の作成 ○調査委託費 ・民間調査機関等への調査委託
申し合わせ事項	- 行政視察・調査は、国内に限る。 - 行政視察を実施しようとする際には実施日の２週間前までに別紙様式第１号の「行政視察届（調査研究費）」に行程表を添付して議長に提出する。 - 交通費は調査・視察先への所要時間及び経費を考慮し、合理的な交通機関を利用する。 - 自家用車またはレンタカーを借りる場合の燃料費については対象とするが、修繕費は対象としない。ただし、レンタカーの保険代は対象とする。 - 有料道路を利用する場合は、調査・視察先への所要時間及び経費を考慮する。 - 視察中において施設入場料、駐車料等必要不可欠な経費があるときは対象とする。 - 行政視察を実施した後は議長に一月以内に別紙様式第２号の「行政視察報告書（調査研究費）」を提出する。ただし、一月以内が翌年度の４月２０日を経過する場合は２０日までとする。また、必要に応じて、視察先資料及び領収書の写し並びに車で行った場合には、ガソリン支出記録（別紙様式第４号）、ルート表（別紙様式第４号別添１）及びガソリン代領収書添付書（別紙第４号別添２）を提出する。 - 行政視察・調査を実施する場合、同様の項目であればできる限り時期を調整してまとめて実施する。 - 行政視察の日数の制限はしないが、１日につき１施設以上とする。 - 宿泊費は市の旅費条例に基づく「特別職の職員」を上限とし、実際の支出額を対象とする。＝（甲地方：１４，８００円・乙地方：１３，３００円）＝ ※甲地方とは、東京都の区、大阪市、京都市、横浜市及び神戸市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。 - 視察先への手土産、日当及びキャンセル料は対象としない。 - 調査研究への参加費、資料代は対象とするが、年会費は対象としない。 - 調査研究前後の研修については対象とできる。ただし、セミナー、フォーラム等研修会への参加費は、「研修費」の科目で整理する。

科 目	研修費
内 容	団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費（参加費、旅費等）
具体的事例	○参加費等 ・研修会等の参加費、資料代 ○交通費、宿泊費 ・研修会参加のための交通費、宿泊費 ○講師謝礼等 ・研修の際の講師に支払う謝礼等
申し合わせ事項	1 地方自治、行政に係わるテーマとして実施される研修会、研究会に参加する場合、参加費、宿泊費及び旅費は対象とするが日当は対象としな い。なお、政党、政治団体、国会議員等が主催又は後援する研修会、研究会に参加する場合は対象としない。 2 自家用車または、レンタカーを借りる場合の燃料費については対象とするが、修繕費は対象としない。ただし、レンタカーの保険代は対象とする。 3 研修等を実施した後は議長に一月以内に別紙様式第3号の「研修報告書（研修費）」を提出する。ただし、一月以内が翌年度の4月20日を経過する場合は20日までとする。また、必要に応じて、研修先資料及び領収書の写し並びに車で行った場合には、ガソリン代支出記録（別紙様式第4号）、ルート表（別紙様式第4号別添1）及びガソリン代領収書添付書（別紙様式第4号別添2）を提出する。 4 研修への参加費、資料代は対象とするが年会費は対象としない。 5 研修前後の調査研究については対象とできる。ただし、その場合は実施日の2週間前までに別紙様式第1号の「行政視察届（調査研究費）」に行程表を添付して議長に提出する。また、調査研究にかかる費用は、「調査研究費」の科目で整理する。
様 式	様式第3号 研修報告書（研修費） 様式第4号 ガソリン代支出記録（行政視察・研修） 様式第4号別添1 ルート表 様式第4号別添2 ガソリン代領収書添付書（行政視察・研修）